3　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ及びヌからヲまで並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）	第十三条第一項第一号ロからニまで及び第三号ロ並びに第二項各号
	携帯音声通信端末設備等	契約者確認に係る文書
	相手方	契約者（みなし契約者を含む。）
［略］		
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者確認
	相手方	契約者
	第三条第一項第一号ヌからヲまで若しくは第二号ヘ若しくは前条第一項第十号から第十二号まで	第十三条第一項第一号ニ若しくは第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくはハ

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　法第九条第三項において準用する法第三条第二項の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報を読み取る方法

二　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

3　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号
	携帯音声通信端末設備等	契約者確認に係る文書
	相手方	契約者（みなし契約者を含む。）
［同上］		
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者確認
	相手方	契約者
	第三条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第九号若しくは第十号	第十三条第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくはハ

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受ける方法

［新設］